

産業廃棄物~~写~~集運搬業許可証

住所 宮城県栗原市若柳字川南子々松166番地

氏名 若清テクノ株式会社 代表取締役 千葉 節朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成29年 2月19日

許可の有効年月日 平成34年 2月18日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 2月19日 当初許可

平成14年 2月19日 更新許可

平成14年 6月 5日 変更届出書受理（本店所在地を宮城県栗原郡若柳町字川南南大通18番地の14から変更したこと。）

平成17年 6月10日 変更届出書受理（名称を若柳清掃有限会社から変更したこと。）

平成19年 1月19日 変更届出書受理（名称を若清テクノ有限会社から変更したこと。）

（以下、裏面記載）

平成19年 2月19日 更新許可

平成24年 2月19日 更新許可

平成24年 2月22日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、がれき類を追加したこと。

(2) 産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと。

平成29年 2月19日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白